社会的ハイリスク者へのアプローチに向けた
コーディネート手法の検討業務
委託契約書

（案）

沖　　縄　　県

○　○　○

社会的ハイリスク者へのアプローチに向けたコーディネート手法の検討業務
委託契約書

沖縄県知事　古謝　玄太（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、社会的ハイリスク者へのアプローチに向けたコーディネート手法の検討業務の委託について、下記の条項のとおり委託契約を締結する。

（委託事業）

第１条　甲は、別添の仕様書に基づき実施する業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

２　前項に明記されていないものがあるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（委託期間）

第２条　業務委託の期間は、契約締結の日から令和９年３月 31 日までとする。

（委託料）

第３条　甲は、業務委託に要する経費として、＿＿＿＿＿＿を乙に支払うものとする。

２　前項の取引に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第１項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第４条　沖縄県財務規則第 101 条による。

（業務の調査等）

第５条　甲は、業務の実施状況を把握する必要があると認められるときは、業務の処理状況について調査し、乙に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は乙に対して必要な指示をすることができる。

（契約内容の変更）

第６条　甲は、必要があるときは業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（業務完了報告及び検査）

第７条　乙は委託事業が完了したときには、完了後 30 日以内もしくは令和９年３月 31 日のうち早い期日までに業務完了報告書を甲に提出するものとする。

２　甲は乙から業務完了報告書の提出を受けたときは、速やかに完了の確認のための検査を行わなければならない。

３　乙は前項の検査の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の検査を受けなければならない。この場合における甲の検査については、前項の規定を準用する。

（委託料の額の確定）

第８条　甲は、前条の規定による検査の結果、報告のあった業務がこの契約の内容に適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対し通知するものとする。

２　前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれかの低い額とする。

（委託料の支払い）

第９条　乙は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書を甲に提出するものとし、甲は当該請求を受けた日から起算して 30 日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

⑴　甲は、契約締結後、必要があると認めるときは、委託期間の中途において委託業務の実施に要する経費として支払うこと（以下「概算払い」という。）ができる。

⑵　概算払いは原則として２回までとする。

⑶　概算払いの残額は、第８条第１項の規定に基づき精算払いとする。

（帳簿等の整理）

第 10 条　乙は、本委託業務に関する収入支出を明らかにした帳簿及び領収書その他収入支出に係る一切の証憑書類を整備し、業務を実施した年度の翌年から起算して５年間保存するものとする。

（損害の負担）

第 11 条　準備・撤去作業を含む業務の処理に応じて生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）　は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担とするものとし、その額は甲乙協議して定めるものとする。

（契約不適合責任）

第 12 条　甲は、この契約の履行の結果及び成果物に関して、当該業務に契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、不適合を知ったときから１年以内に乙に対してその旨を通知するものとする。

２　乙は、前項の通知があった場合、甲の指示に従い、契約不適合部分の修補に応じ、又は修補に代え損害を賠償し、あるいは修補とともに損害を賠償するものとする。

３　第１項及び第２項の規定は、その不適合が甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその指示を不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りではない。

（契約の解除）

第 13 条　甲は、乙が本契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認められるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの通知を要せず、本契約を解除することができる。

⑴　法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体であ

る場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

⑵　役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

⑶　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

３　前２項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

（延滞金等）

第 14 条　乙が、この契約に基づく遅延利息又は、賠償金を甲が指定した期間内に支払わないときは、甲は当該金額に対し年 3.0％の割合で計算した延滞金を徴収する。

２　遅延利息又は乙に対する支払金額の中から、その金額を控除し、なお不足額が生ずるときは、さらに追徴する。

（不可抗力等による事業の中止等）

第 15 条　甲は、天変地異その他やむを得ない事由により、乙が受託した事業を遂行することが困難であると認めたとき、乙に対して契約の解除、または、受託した事業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

２　乙は、天変地異その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託事業の中止を甲に申し出て、甲と協議のうえ、契約を解除することができる。

３　甲は、天変地異その他やむを得ない事由により、委託事業の内容を変更する必要が生じた場合、甲乙協議のうえ、仕様書に記載された委託事業の内容を変更し、契約を変更することができる。

４　第１項及び第２項に基づく契約を解除した場合、甲乙協議のうえ、甲はただちに委託料の精算を行い、既に支払った委託料がある場合は、その全部もしくは一部の返還を乙に請求することができる。

５　第１項及び第２項に基づく契約の解除または事業の全部もしくは一部の停止に伴う損害金及び免責等について、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

（個人情報の保護）

第 16 条　乙は、甲より委託された委託業務の実施にあたり知り得た情報は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報を機密として管理するものとし、正当な理由なく個人情報を第三者に開示、提供及び漏洩してはならない。

２　乙は、委託業務における個人情報の保護管理責任者を定め、乙及び乙の役員及び職員が個人情報を機密として保持し、第三者に開示、提供及び漏洩することができないよう、万全の管理体制、措置を講ずるとともに、甲が指示する管理事項を遵守しなければならない。

3　乙は前２項の義務を役員及び職員に周知徹底し、役員及び職員が退職後を含めてこれを遵守することを保証する。
4　甲は、乙に対し、いつでも秘密保持にかかわる管理状況を監査する権限を有する。甲が乙に対して機密保持にかかる監査を実施する場合、乙は甲に協力しなければならない。
5　乙は、甲より個人情報の返却、破棄及び消去の請求を受けたとき、その他の理由により個人情報が不要になったときは、これらを速やかに甲に返却し、または甲の指示に従って破棄及び消去するものとする。
6　本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（再委託等の取扱い）

第 17 条　乙は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
2　乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が認める軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
3　甲は、乙に対し、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（反社会的勢力の排除）

第 18 条　乙は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
⑴　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
⑵　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
⑶　暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
⑷　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
⑸　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
⑹　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2　乙は、この契約に関して、暴力団、暴力団員から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（下請負契約等に関する契約解除）

第 19 条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第１項の各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約外の事項）

第 20 条　この契約に定めのない事項、又は、この契約に定めている事項について疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を　通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

令和８年　月　日

甲　沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
沖縄県知事　古謝　玄太

乙

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

２　乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（保有の制限等）

第３　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

２　乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

（適正管理）

第４　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第５　乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第６　乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第７　乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（資料等の返還）

第８　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故報告）

第９　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（実地調査）

第 10　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

（指示）

第 11　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除及び損害賠償）

第 12　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。